

○議案第 1 号

地方税共同機構代表者会議の議長の互選について

地方税法第 770 条第 1 項の規定により、地方税共同機構代表者会議の議長については、委員の互選により定める。

氏 名	職 名
河 野 俊 嗣	宮崎県知事
高 橋 正 樹	富山県高岡市長
岩 田 利 雄	千葉県東庄町長
大 谷 和 子	株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
佐 藤 英 明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
辻 琢 也	一橋大学大学院法学研究科教授

○議案第2号

地方税共同機構代表者会議会議規則について

地方税共同機構定款第9条の規定により、地方税共同機構代表者会議会議規則を次のとおり定める。

地方税共同機構代表者会議会議規則

平成31年4月1日地方税共同機構代表者会議決定

(趣旨)

第1条 地方税共同機構代表者会議（以下「代表者会議」という。）の会議に関しては、地方税共同機構定款（平成31年3月22日総務大臣認可。以下「定款」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(召集の通知)

第2条 定款第7条に規定する代表者会議の議長（以下「議長」という。）は、代表者会議を招集するときは、あらかじめ議題、日時及び場所を委員に通知する。

2 委員は、会議の召集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ議長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第3条 出席委員（定款第8条第3項の規定において出席したものとみなす委員を含む。）の数が、定款第8条第1項に規定する定足数に達したときは、議長が開会を宣告する。

2 閉会は、議長が宣告する。

(発言)

第4条 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

(表決の方法)

第5条 表決の方法は、挙手による。ただし、議長は、他の表決方法を用いることができる。

2 議長は、出席委員に異議がないと認めるときは、これを確かめた後、表決の手続をとらないで、可決したものとしてその旨を宣告することができる。

(会議録)

第6条 議長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名並びに欠席委員で定款第8条第3項に規定する代理人による表決の委任をした委員の氏名、当該委任を受けた者の氏名及び書面表決をした委員の氏名

(3) 議事の要領

(4) 議決した事項及び賛否の数

2 定款第8条第4項の規定により代表者会議の議決に代えた場合は、前項に規定にかかわらず、議長は、会議録に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 議決に代えた日

(2) 委員の氏名

(3) 議決に代えた事項及び賛否の数

3 会議録は、各委員に諮った上で公表するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるものを除くほか、代表者会議の会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○議案第3号

役員の内命及び兼職の承認について

1. 地方税法第773条第1項の規定により、地方税共同機構理事長に次の者を任命する。

氏名	任期	役職
かとう 加藤 たかし 隆	平成31年4月1日 ～平成34年3月31日	元 東京都主税局理事（一般社団 法人地方税電子化協議会理事長）

2. 地方税法第773条第1項の規定により、地方税共同機構監事（非常勤）に次の者を任命する。
また、同法第777条ただし書きの規定により、横山円吉の兼職を承認する。

氏名	任期	役職
かのう 加納 まさゆき 理行	平成31年4月1日 ～平成33年3月31日	元 名古屋市財政局税務監
よこやま 横山 えんきち 円吉	平成31年4月1日 ～平成33年3月31日	元 三重県総務部参事兼税務企 画課長 【兼職の内容】自営業（不動産賃 貸）

○議案第4号

運営審議会委員の任命について

地方税法第784条第3項の規定により、地方税共同機構運営審議会の委員に次の者を任命する。

氏名	任期	役職
いしい かおり 石井 夏生利	平成31年4月1日 ～平成33年3月31日	中央大学国際情報学部教授
いなつぐ ひろあき 稲継 裕昭	平成31年4月1日 ～平成33年3月31日	早稲田大学政治経済学術院教授
なかざと とおる 中里 透	平成31年4月1日 ～平成33年3月31日	上智大学経済学部准教授
しぎはら としひで 鳴原 俊秀	平成31年4月1日 ～平成33年3月31日	茨城県総務部税務課長
とよだ よしゆき 豊田 善之	平成31年4月1日 ～平成33年3月31日	神奈川県小田原市総務部長
のざき ひでゆき 野崎 秀幸	平成31年4月1日 ～平成33年3月31日	愛知県阿久比町副町長

○議案第 5 号

役員の任命同意について

地方税法第 773 条第 2 項の規定により、地方税共同機構副理事長に次の者を任命することについて同意する。

氏 名	任 期	役 職
かわくぼ としひろ 川 窪 俊 広	平成 3 1 年 4 月 1 日 ～平成 3 4 年 3 月 3 1 日	元 総務省自治税務局企画課長

○議案第6号

役員報酬及び退職金について

地方税法第769条第1項の規定により、地方税共同機構の役員報酬及び退職金については、次のとおり定める。

1 役員報酬は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、非常勤役員報酬については、給料とする。

(1) 給料は、次表に掲げる役職に応じ、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）別表第11指定職俸給表の区分により次表の給料月額欄に定める額とする。ただし、非常勤役員給料は、勤務1日につき、同法第22条第1項に基づく国の非常勤委員等に係る手当の額を勘案して理事長が定める額とする。

役職	給料月額
理事長	5号俸の額以内
副理事長	4号俸の額以内
理事	3号俸の額以内
監事	2号俸の額以内

(2) 地域手当は、給与法第11条の3の規定を準用して算定した額とする。

(3) 通勤手当は、給与法第12条第1項、第2項及び第3項の規定を準用して算定した額とする。

(4) 期末手当は、給与法第19条の4の規定を準用して算定した額とする。

(5) 勤勉手当は、給与法第19条の7の規定を準用して算定した額とする。

2 役員（非常勤を除く。）の退職金は、在職期間1月につき、役員が退職した日におけるその者の給料月額に100分の20を乗じた額とする。

ただし、これにより難いときは、これを支給しない又はこれと異なる額とすることができる。この場合、代表者会議の議決を経るものとする。

3 前2項に定めることのほか、役員報酬及び退職金について必要な事項については、国家公務員の例を勘案し、理事長が定める。